

青森県報

第四百五十二号

令和四年
四月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

○保安林の指定予定……………(林 政 課) ……一

○右 同……………(同) ……二

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(保健衛生課) ……二

正 誤

○令和四年四月十五日定例目次中……………(総務学事課) ……二

告 示

青森県告示第二百六十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	廃止年月日
合同会社みかみ社会福祉士事務所	弘前市大字東城北三丁目一の一六	放課後等デイサービス	弘前市大字東城北三丁目一の一六	令和四・三・三二	

青森県告示第二百六十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字南中野字館ヶ沢一の一〇〇、一の一七四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字館ヶ沢一の一〇〇(次の図に示す部分に限る。)、一の一七四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百七十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一号の規定により告示する。

令和四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字内童子字山下七〇

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

新型コロナウイルス感染症電話相談事業業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部保健衛生課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

トランス・コスモス株式会社

東京都渋谷区東一丁目二の二〇

六 契約金額

三千万七千九百五十六円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正 誤

総務学事課

発行年月日	区分	ページ	段	行	誤	正
令和四年四月二十五日	目次	一	上	八	上北地域県民局	中南地域県民局

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県		(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社		毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円				